

## **[事案 22-90] 契約無効確認・既払込保険料返還請求**

・平成 23 年 10 月 13 日 裁定不調

### **<事案の概要>**

銀行を窓口として変額個人年金に加入した際、募集人と 6 ヶ月で元金を返済するとの約束をしたが履行されないとの理由により、一時払保険料の返金を求め、申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 18 年 9 月、募集人より提案を受けて、最低保証付変額保険（年金受取型）に加入したが、以下の理由から、一時払い保険料を返してほしい。

- (1) 募集時に保険の話は無く、証券が届いてはじめて保険と知った。
- (2) この金は事業資金だから 6 ヶ月で元金を返してくれたら良いと話しをしたところ、募集人は 6 ヶ月で元金を返済すると約束したので契約した。
- (3) 募集人の説明不足がある。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由から、錯誤・詐欺・強迫といった無効・取消事由および消費者契約法上の重要事項の不実告知等の取消事由等はなく申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人はパンフレット等を用いて、提案する商品が、生命保険会社の商品であることを説明している。商品説明の際に、募集人は「保険なので」と何度も触れており、また募集人は申立人に申込書の死亡給付金受取人欄を記入いただく際も「保険ですから、もしもの際の受取人の指定が必要です。」と説明している。
- (2) 募集人は当該資金を当面使用する予定がないことを申立人に確認しており、「この金は事業資金だから 6 ヶ月で元金を返してくれたら良い」との話は聞いておらず、募集時に「6 ヶ月で元金を返済する」との約束も行っていない。  
※募集人は契約後に申立人から損失補填を強く求められた結果、契約の約 1 年後に書面で申立人に「平成 20 年 12 月末までには元金を返す」との約束を行っている。
- (3) 平成 18 年 9 月に募集人はパンフレット、契約月別運用実績例表等を用いて 3 時間ほどかけて 2 度にわたり、「据置期間中は運用実績が良くない場合一時払保険料を下回る可能性があること、仮に運用実績がマイナスとなった場合でも 10 年据え置きば一時払保険料が最低保証されること、運用実績、契約直後は解約返戻金がマイナスになる可能性があること」等を含め、商品内容について説明を行っている。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、申立人の主張の法的根拠は、消費者契約法 4 条 1 項 1 号（不実告知）、または同条同項 2 号（断定的判断の提供）による取消しを主張するものと解し、申立書、答弁書等および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理した。審議の結果、下記のとおり、申立人の主張を認めることはできないが、解約返戻金額に非常に興味を示していた申立人に対し、短期で解約して利益を得た契約者がいた事例を説明し、また、短期で利益が得られると思わせる言葉で募集人が申立人に対し「見通し」を述べたことが窺えるため、申立人が、募集人の説明により、短期で利益が得られると誤信して、申立契約を締結した可能性を否定することができないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項に基づき、和解案の受諾を当事者双方に勧告した。

その結果、申立人が和解案を受諾しなかったため、同規程第 38 条 2 項に基づき、裁定不調として手続を終了した。

#### **1. 前提事実**

- (1) 募集人は、平成18年9月、2度に亘り、申立人に申立契約を勧誘し、契約を締結した。勧誘に際しては、パンフレット、契約月別運用実績例表及び契約月別シミュレーション表が使用された。
- (2) 申立契約は、一時払保険料を10年間据置き、運用後の年金原資を5年の確定年金で受け取る内容で締結された。
- (3) パンフレットには、申立契約が、6か月で元本が確実に戻る商品でないことは明らかな記載がある。等

## 2. 募集人による虚偽説明の有無

- (1) 募集人が、6か月で元金を返済するとの説明をしたかについては、当事者間に争いがあり、事情聴取における申立人と募集人の説明も異なることから、虚偽説明の有無について、事情聴取での陳述から、直ちに認定することはできないが、募集人が保険商品を説明するには、顧客への説明のために作成されているパンフレット等の資料を提示して、その内容に則した説明が行なわれるのが通常で、本件では、2日に亘り説明がなされていることからすると、募集人は、パンフレット等の資料を使用し、その内容に則した一通りの説明を行なったものと推認できる。

そして、前項(3)のとおり、パンフレットには、解約返戻金額は、運用実績により、一時払保険料を下回ることがある旨が記載されているので、それに即した説明がなされたものと推認できる。

- (2) しかし、本件では、以下の事実が認められる。

まず、募集人が作成した書面の文面からすると、募集人は、半年間でも十分利息がつき、解約が見込める旨を述べていたことが窺え、募集人の事情聴取において、この記載について説明を求めたところ、短期に解約しても利益が取れることを見通しとして説明したことを認めている。

- (3) 以上のような事実は、申立人の主張する説明があった可能性を窺わせるものではあるが、申立契約の内容の説明に際し、その時点の経済情勢等を踏まえた「見通し」を併せ説明したとしても、それが、見通しに留まるのであれば、不実告知及び断定的な判断の提供には該当しないといえる。

よって、上記の事実から、直ちに申立人の主張を認めることはできないと言わざるを得ない。